

第5次 和歌山市 男女共同参画推進行動計画

【令和4(2022)年度～令和8(2026)年度】

概要版

和歌山市

基本理念

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、一人一人が個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権の尊重がなされること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策及び社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動との両立ができるように配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、及び尊重するとともに、生涯にわたる男女の性別の差に応じた健康が確保されるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会での取組を十分理解して行われること。

基本目標

上記の基本理念に基づき、次の3つを基本目標とします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (3) 固定的性別役割分担意識を解消した男女共同参画社会の実現

施策の基本的方向

- (1) 男女の人権が尊重される意識づくり
- (2) 男女共同参画によるまちづくり
- (3) 男女共同参画社会実現のための環境づくり
- (4) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「和歌山市男女共同参画推進条例」第13条第1項に定める市町村男女共同参画計画です。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める市町村基本計画です。
- (4) 国の男女共同参画基本計画及び和歌山県男女共同参画基本計画を勘案し、策定しています。
- (5) 「第5次和歌山市長期総合計画」を踏まえ、本市のその他計画との整合性を図りつつ、具体的な内容を定めた個別計画です。

推進体制

- (1) 庁内推進体制の整備
男女共同参画社会の実現に向けて、庁内での連携を図り、男女共同参画の視点に基づき、各施策を推進し、情報を共有できる推進体制を整備します。
- (2) 国・県との連携
男女共同参画に関する様々な課題に幅広く対応していくとともに、効果的な施策展開を推進するため、国や県との情報共有や連携強化を図ります。
- (3) 市民、関係団体等との連携の推進
あらゆる分野で男女共同参画についての意識の浸透を図っていくため、市民、事業者、市民団体、教育に携わる者等との連携を推進します。

計画の期間

平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第4次男女共生推進行動計画					第5次男女共同参画推進行動計画				
第5次和歌山市長期総合計画									

計画の体系

施策の基本的方向Ⅰ 男女の人権が尊重される意識づくり

関連する
SDGs



I-①男女平等意識の浸透

- ア. 男女平等についての教育と学習の充実
- イ. 男女平等意識の啓発・情報提供
- ウ. メディア・リテラシー向上への取組
- エ. 社会的困難な状況のもとにある人の人権の尊重
- オ. 農林水産業における男女共同参画の推進
- カ. 国際理解のための異文化交流の推進

I-②人権尊重を阻害する暴力の根絶

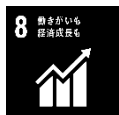
- ア. 子供や高齢者・障害のある人への虐待防止の取組
- イ. 性別による人権侵害等に関する啓発

I-③男女共同参画意識の啓発

- ア. 男女共同参画社会を促進する啓発活動の推進
- イ. 男女共同参画に関する講座の開催

施策の基本的方向Ⅱ 男女共同参画によるまちづくり

関連する
SDGs



Ⅱ-①政策・方針等の決定過程の場
への女性の参画促進

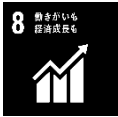
- ア. 政策・方針等の決定過程の場への女性の参画の拡大
- イ. 人材育成と情報の提供

Ⅱ-②男女共同参画の視点に立っ
たまちづくりの推進

- ア. NPO・ボランティア等への情報提供及び活動への支援
- イ. 観光や環境の分野における男女共同参画の促進
- ウ. 地域活動における男女共同参画の推進
- エ. 防災・災害復興における男女共同参画の推進

施策の基本的方向Ⅲ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

関連する
SDGs



Ⅲ-①職業生活における女性への支援（女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画）

- ア. 雇用の分野における男女平等の推進
- イ. セクシュアル・ハラスメント等の防止への取組
- ウ. 就労に関する支援及び情報の提供
- エ. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- オ. 女性の再就職や能力開発の支援
- カ. 起業をめざす女性への支援

Ⅲ-②多様な生き方を尊重する社会を実現するための環境整備の推進

- ア. 介護の支援体制の充実
- イ. 子育て支援体制の充実
- ウ. ひとり親家庭等における自立の支援
- エ. 男性の家事・育児・介護等への参画の促進
- オ. 性的マイノリティの方への支援

Ⅲ-③リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい情報提供や学習機会の充実を推進

- ア. 健全な成長のための性に関する教育と学習機会の充実
- イ. 妊娠・出産期における女性の健康支援

Ⅲ-④生涯を通じた健康支援

- ア. ライフステージに応じた心と体の健康支援
- イ. 健康をおびやかす問題についての対策の推進

施策の基本的方向Ⅳ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止法第2条の3第3項に定める市町村推進計画）

関連する
SDGs



Ⅳ-①DVを防止する啓発の推進

- ア. DV防止の啓発
- イ. 学校教育でのDV防止の啓発
- ウ. 地域でのDV防止の啓発

Ⅳ-②DV被害者の早期発見及び相談支援体制の充実

- ア. DV被害者の早期発見のための体制づくり
- イ. 相談体制の充実

Ⅳ-③DV被害者の安全確保

- ア. DV被害者の情報管理
- イ. DV被害者の適正な保護


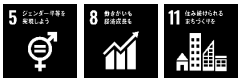


Ⅳ-④DV被害者への自立支援

- ア. DV被害者への自立支援

Ⅳ-⑤DV防止及び被害者の保護等に関する支援体制の充実

- ア. 支援体制の充実

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値	
基本的方向Ⅰ 男女の人権が尊重される意識づくり 	家庭生活における男女の地位が「平等である」と回答した人の割合	39.1% (2020年度)	50% (2026年度)
	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきと思う人の割合	17.5% (2020年度)	12% (2026年度)
	社会全体で男女の地位が「平等である」と回答した人の割合	15.6% (2020年度)	50% (2026年度)
基本的方向Ⅱ 男女共同参画によるまちづくり 	審議会等における女性の登用率	29.6% (2021年度)	40% (2026年度)
	市職員の女性管理職登用率	9.6% (2021年度)	15%以上 (2025年度)
	消防吏員に占める女性の割合	1.7% (2021年度)	5% (2026年度)
	自治会長に占める女性の割合	9.1% (2021年度)	10% (2025年度)
基本的方向Ⅲ 男女共同参画社会実現のための環境づくり 	市職員の男性育児休業取得率	18.9% (2020年度)	30% (2025年度)
	保育所の待機児童数	26人 (2021年度)	0人 (2022年度以降)
基本的方向Ⅳ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 	DVに関する相談窓口を「知らない」と回答した市民の割合	12.2% (2020年度)	7% (2026年度)
	DV防止法の内容も「知らない」と回答した市民の割合	10.4% (2020年度)	5% (2026年度)

第5次和歌山市男女共同参画推進行動計画概要版

令和4（2022）年4月

発行 和歌山市 市民環境局 市民部 男女共生推進課

〒640-8226 和歌山市小人町29番地

TEL：073（436）8704 FAX：073（432）4704